

(公印省略)

障福第738号
令和元年8月1日

一般社団法人 大分県訪問看護ステーション協議会
会長 佐々木 真理子 殿

大分県福祉保健部
障害福祉課長

重度心身障がい者医療費給付事業の自動償還払への移行に伴う
事務取扱契約に係る委任状等の提出について（依頼）

平素から、本県の障害福祉施策における御協力に対し、お礼申し上げます。
標題のことについて、重度心身障がい者医療費給付における自動償還払方式
への移行に関する事務の委任を受け、かつ自動償還に係る審査集計業務を担う
大分県国民健康保険団体連合会の長と事務取扱契約を締結する必要があります。
つきましては、下記のとおり様式の提出をお願いします。

記

- 1 提出様式：(1) 委任状
(2) 覚書 2部
- 2 参考資料：(1) 重度心身障がい者医療費給付事業の自動償還払への移行に
おける集合契約の方法
(2) 契約書（医療機関用）

担当：大分県福祉保健部障害福祉課
管理・計画班 三宮
TEL : 097-506-2723 FAX : 197-506-2740
e-mail : sannomiya-yuto@pref.oita.lg.jp

【別紙】

委 任 状

受任者 〒870-0022

大分市大手町2丁目3番12号

大分県国民健康保険団体連合会

理事長 中野五郎

上記の者に対し、「大分県重度心身障がい者医療費給付事業の自動償還方式に関する事務取扱」について、各市町村長から契約における事務の委任を受けた大分県知事と契約を締結するための権限を委任する。

令和元年8月1日

委任者

大分市大字豊饒310番地の4 謹用印

一般社団法人

大分県訪問看護ステーション協議会 謹用印

代表者名

会長 佐々木真理子 謹用印

覚書

大分県（以下、「甲」という。）と大分県国民健康保険団体連合会との間に締結する大分県重度心身障がい者医療費給付事業の自動償還方式に関する事務取扱契約書（以下「原契約」という。）第6条に規定する事務手数料については、原契約の別記の市町村長から委任を受けた甲と、原契約締結に係る権限を連合会に委任した一般社団法人大分県訪問看護ステーション協議会の長（以下「乙」という。）との間で下記のとおり覚書を交わし、相互にこれを遵守するものとする。

（事務手数料）

第1条 原契約第6条に定める医療機関が重度心身障がい者医療費自己負担額支払明細書の作成に要する事務手数料は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書ごとに1件当たり30円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（協議）

第2条 前条に定める事務手数料に関し、この覚書に定めのない事項及び疑義がある事項は、甲乙協議して定める。

（適用）

第3条 この覚書の内容は、原契約の締結日から適用するものとし、有効期間は、原契約第9条に定めるとおりとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和元年8月1日

甲 大分県知事 広瀬 勝 貞 印

乙 大分市大字豊饒310番地の1
一般社団法人
大分県訪問看護ステーション協議会
会長 佐々木 真理子

覚書

大分県（以下、「甲」という。）と大分県国民健康保険団体連合会との間に締結する大分県重度心身障がい者医療費給付事業の自動償還払方式に関する事務取扱契約書（以下「原契約」という。）第6条に規定する事務手数料については、原契約の別記の市町村長から委任を受けた甲と、原契約締結に係る権限を連合会に委任した一般社団法人大分県訪問看護ステーション協議会の長（以下「乙」という。）との間で下記のとおり覚書を交わし、相互にこれを遵守するものとする。

（事務手数料）

第1条 原契約第6条に定める医療機関が重度心身障がい者医療費自己負担額支払明細書の作成に要する事務手数料は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書ごとに1件当たり30円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（協議）

第2条 前条に定める事務手数料に関し、この覚書に定めのない事項及び疑惑がある事項は、甲乙協議して定める。

（適用）

第3条 この覚書の内容は、原契約の締結日から適用するものとし、有効期間は、原契約第9条に定めるとおりとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和元年8月1日

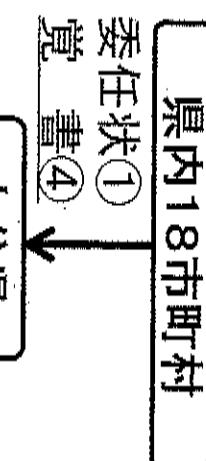
甲 大分県知事 広瀬 勝貞 印

乙 大分市大字豊崎310番地の4
一般社団法人
大分県訪問看護ステーション協議会
会長 佐々木真理子

重度心身障がい者医療費給付事業の自動償還払への移行における集合契約の方法

市町村から契約事務の委任を受けた県と、医師会及び薬剤師会、歯科医師会、訪問看護ステーション協議会、その他の医療機関（非会員、県外医療機関等）から委任を受けた大分県国民健康保険団体連合会との間ににおいて、契約を締結する。

※覚書の取扱※
○覚書は「事務手数料金額」に
関する取り決めであるため、全
て市町村から委任を受いた県と
相手方で取り交わすものとする。



【参考】
沖縄県の契約方法に基づきスキーム構築。
2,300超ある医療機関との個別契約は困難
であり、契約事務を効率化するため、集合
契約により契約締結。

審査集計用①
医療機関用②

契約締結

医師会

国保連合会

薬剤師会

歯科医師会

訪問看護ステーション協議会

その他の
医療機関

委任状②
覚書①

委任状②
覚書①

委任状②
覚書①

委任状②
覚書①

委任状③
覚書③

各会員とりまとめ

各会員

重度心身障がい者医療費給付事業概要と自動償還払への移行

1 重度心身障がい者医療費給付事業とは…

- 重度心身障がい者(児)の医療費(自己負担分)を県及び市町村が負担する事業
- 実施主体 市町村
- 対象者 市町村
- ①身体障害者手帳 1級・2級
- ②療育手帳A又は同程度(身体障害者手帳3級かつ1050以下)
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級
- ◇負担割合 県1/2、市町村1/2(但し中核市は県1/4、3/4)
- ◇支給制限 前年所得が老齢福祉年金の所得制限以上のとき
- 1医療機関等において、自己負担額が1箇月1,000円未満
- 事業実績 対象者 26,940人、件数 473,110件(延べ件数)
(H30年度) 市町村給付費 2,389百万円、県補助金 979百万円
- 現状 受診後の障がい者は、月ごとに市町村への請求手続きが必要(償還払い)

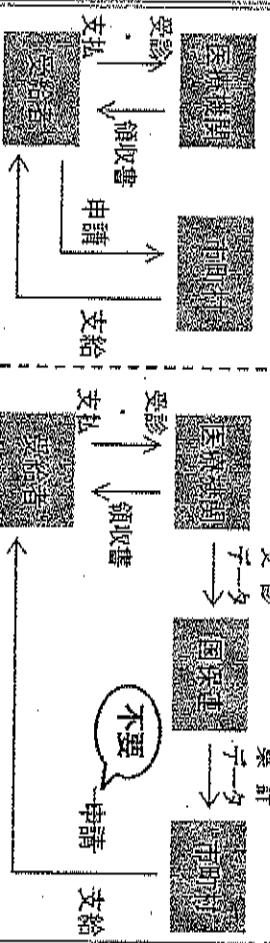
2 課題と対応

- 毎月の請求手続きは障がい者や家族にとって大きな負担
- 子ども医療費やひとり親家庭医療費の助成は現物給付で不均衡が顕著
- 現物給付方式とした場合、市町村へ約8億円の国庫負担金の減額あり

→課題解決のため 自動償還払制度へ移行

【償還払(現行)】

【自動償還払】



3 制度導入後の事務負担減

- 受給者証の確認(自動償還払用)
- 診療データ(自己負担額支払明細書)作成

増

- 診療データ(自己負担額支払明細書)作成

・診療データの大分県国保連合会への報告

4 今後のスケジュール

(1) 移行調整期間(8月~9月)

【医療機関】

- 制度移行後と同様国保連合会へ受診データを報告
- 【受給者】
 - 制度移行後と同様、自動償還払用の受給者証等を医療機関窓口で提示
 - 移行調整期間中は、従来どおり市町村窓口へ還付申請

(2) 自動償還払へ移行(10月~)

【医療機関】

- 国保連合会へ受診データを報告
- 【受給者】
 - 自動償還払用の受給者証等を医療機関窓口で提示
 - 原則、市町村へ赴くことなく医療費が還付

減

- 医療費支給申請書への領収金額の証明
- (※例外あり: 保険適用外診療等)

2019年10月
受診分から

重度心身障がい者医療費助成が 自動償還払へ移行します!

貯蓄給付

重度心身障がい者医療費助成とは

重度の障がいがある方の医療費の自己負担額（病院等窓口の支払額）を県と市町村で助成する制度で、大分県内で約27,000人が対象です。

9月受診分まで

10月受診分から

病院・薬局などで受診し自己負担額を支払

受給者が、
市町村の窓口に申請

注意！

- 1 医療機関等が国保連合会へ自己負担額データを報告（送り付け持参）
- 2 国保連合会が旨回復確認データを市町村へ報告

個人口座に振り込み

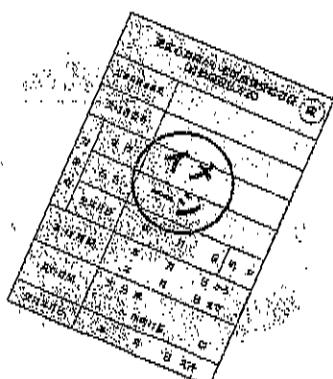
移行調整期間（2019年8月～9月）
制度移行後同様に、受給者の方が医療機関
薬局等の窓口で受給者証を提示されますので、
必ず確認をお願いします。

問い合わせ先

- 自動償還払への制度改正について

大分県障害福祉課 管理・計画班 TEL: 097-506-2723

- 受給者証や制度について 各市町村窓口（Q&Aに記載）



留 意 事 項

- 1 自動償還払への移行であり、現物給付(窓口無償化)ではありません！
- 2 病院、薬局などは国保連合会へ自己負担額データの報告が必要です！
- 3 移行調整期間中(8月～9月)は、従来どおり受給者の窓口申請が必要です！

Q&A(重要事項抜粋)

Q1 自動償還払への移行にあたり、医療機関側の準備はあるか。

- ・制度移行後は、自己負担額支払明細等を大分県国民健康保険団体連合会に報告していただく必要があります。
- ・また、医療費自己負担額支払明細書の作成方法には、レセコンシステム等の使用と報告支援ツールの使用があります。詳しくは、HP掲載のQ&Aを参照ください。

Q2 受給者証の掲示がない場合は、自動償還払の対象外か。

- ・受給者証の提示がない場合は、原則自動償還払の対象外です。しかし、同じ月内で受給者証が確認できれば、当該月の診療分は、自動償還払の取扱い対象です。

Q3 レセコンの改修ができない場合はどうしたらよいか。

- ・国保連合会の提供する「報告支援ツール」を利用して、報告データを作成することができますので、ツールの利用を御検討ください。

※上記のほか、医療機関事務担当向けのQ&Aとマニュアルを下記HPに公開しています。

【大分県HP】

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/judo-iryou-kaisei.html>

※大分県国民健康保険団体連合会の下記HPにも、医療機関向けの情報を公開しています。

【国保連合会HP】

<https://oita-kokuhoren.or.jp/medical/medical.html>

手書き
← 公章 84

大分県重度心身障がい者医療費給付事業の自動償還払方式
に関する事務取扱契約書

大分県(以下、「甲」という。)と大分県国民健康保険団体連合会(以下、「乙」という。)との間に、大分県内各市町村が条例等に基づき実施する重度心身障がい者医療費給付事業の自動償還払方式に関する事務取扱について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者医療費給付に係る申請を簡素化し、利便性を高めることを目的とする。

(委任等)

第2条 甲は、重度心身障害がい医療費給付事業における自動償還払方式(市町村が、医療費給付を行うために必要な情報を医療機関から審査集計機関に提出された内容に基づいて算定し、給付を行うことをいう。)により実施する別記の市町村(以下、「市町村」という。)から、本契約における事務の委任を受け、乙との間に本契約を締結するものとする。

2 乙は、重度心身障がい者医療費給付事業における自動償還払方式移行に協力する保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者(以下、「保険医療機関等」という。)から、本契約における事務の委任を受け、甲との間に本契約を締結するものとする。

3 甲は、この契約とは別に、乙との間に、自動償還払方式に係る審査集計等の事務取扱について、契約を締結するものとする。

(協力)

第3条 保険医療機関等は、重度心身障がい者医療費給付を円滑に行うため、市町村に協力するものとする。

(受給資格者証の確認等)

第4条 保険医療機関等は、甲の重度心身障がい者医療費給付事業に関する条例等に基づき重度心身障がい者医療費受給者証(以下、「受給者証」という。)の交付を受けた者(以下、「受給者」という。)が保険医療機関等において診療等を受けるときに受給者証を提示する場合は、医療保険の被保険者証等と併せて受給者証の確認をするものとする。

(報告等)

第5条 保険医療機関等が行う事務は、次のとおりとする。

受給者証に記載された対象者の診療等を行った場合

ア 国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により受給資格者が負担すべき医療費を受領し、その額等について医療費自己負担額支払報告書(以下、「報告書」という。)及び医療費自己負担額支払明細書(所定の項目を記載した電子媒体を含む。以下、「明細書」という。)を作成する。

イ アで作成した報告書及び明細書については、当該診療等を行った日の属する月の翌月10日までに乙へ提出する。

(事務手数料)

第6条 明細書の作成に要する事務手数料は、明細書1件当たりとし、その金額については、別に定める額とする。

(事務手数料の算定等)

- 第7条 保険医療機関等は、市町村が医療機関に支払うべき事務手数料の額の算定、通知、請求及び受領を乙へ代理させるものとする。
- 2 乙は、前項に定める算定結果に基づき、保険医療機関等から明細書報告のあった日の属する月の原則として翌月7日までに、市町村に対して通知及び請求を行う。
- 3 市町村及び保険医療機関等は、乙に対して事務手数料の額の算定について確認をするため必要に応じ、報告又は関係書類の閲覧を求めることができる。
- 4 ただし、同条第1項、第2項、第3項に定める事務手数料は令和元年8月1日から9月30日までの移行調整期間（以下、「移行調整期間」という。）においては適用しないものとする。

(事務手数料の支払い等)

- 第8条 市町村は、前条第2項の請求を受理した月の18日までに、乙に事務手数料を支払う。
- 2 乙は、代理受領した事務手数料を前条第1項による算定結果に基づき、保険医療機関等から明細書報告のあった日の属する翌月の末日までに保険医療機関等へ振り込むものとする。
- 3 ただし、同条第1項、第2項に定める事務手数料は移行調整期間においては適用しないものとする。

(契約期間)

第9条 契約期間は、令和元年8月1日から令和2年3月31日までとする。

- 2 この契約の有効期間の終了一箇月前までに、契約当事者のいずれか一方より何らかの意思表示をしないときは、終期の翌日において向こう一箇年間順次契約を更新したものとみなす。

(個人情報の保護及び取扱い)

- 第10条 乙及び保険医療機関等は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「機密情報及び個人情報保護に関する特記事項」を守らなければならない。

(協議)

- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義があるときは、当事者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するために、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和元年8月1日

甲 大分県知事 広瀬 勝 貞 印

乙 大分県国民健康保険団体連合会
理事長 中野 五郎 印

【別記】

No.	市	町	村
1	大分		市
2	別府		市
3	中津		市
4	日田		市
5	佐伯		市
6	臼杵		市
7	津久見		市
8	竹田		市
9	豊後高田		市
10	杵築		市
11	宇佐		市
12	豊後大野		市
13	由布		市
14	国東		市
15	姫島		村
16	日出		町
17	九重		町
18	玖珠		町

【別記】

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲及び市町村から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第4条 乙は、甲及び市町村の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲及び市町村から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲、市町村又は保険医療機関等から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲及び市町村が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

3 乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

6 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密情報・個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

7 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。

(2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。

(3) 保管・管理するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること。

(4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。

- (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
- (6) パックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

(目的外利用及び提供の制限)

第6条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(返却及び廃棄)

第7条 甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(責任体制の整備)

第8条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(業務責任者及び業務従事者の監督)

- 第9条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。
- 2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
 - 3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者)

- 第10条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかるわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施)

第11条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

第12条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第13条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第14条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第15条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(調査)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、隨時調査することができる。

注1 「甲」は知事、「乙」は受託者をいう。

2 本特記事項は、委託業務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略して差し支えないものとする。